

東京大学運営方針会議規則

令和6年9月26日
役員会議決
東大規則第37号
沿革

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（平成16年4月1日東大規則第1号）第5条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）が設置する東京大学運営方針会議（以下「運営方針会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 運営方針会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第2号から第6号までに掲げる者（以下「運営方針委員」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第21条の4第2項の定めるところにより同法第12条第6項に規定する者のうちから、東京大学運営方針委員の選考方針等について（令和6年9月26日役員会決定）に掲げる事項を踏まえ、当該各号の要件を満たす者を総長が任命する。

- (1) 総長
 - (2) 教学に関する学内資源配分を職務分担とする理事 1名
 - (3) 財務を職務分担とする理事 1名
 - (4) 理事のうちから、適切であると認める者 1名
 - (5) 東京大学の教職員（副学長、執行役及び大学法人の役員を兼務する者を除く。）のうちから、教育研究評議会の推薦に基づく者 3名
 - (6) 大学法人の役員又は職員でない者であって、大学に関し広く高い見識を有する者のうちから、適切であると認めるもの 7名
- 2 前項の任命にあたっては、総長は、総長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得なければならない。
- 3 総長は、第1項第2号から第4号まで及び第6号に規定する運営方針委員の任命にあたっては、前項の協議に先立ち、経営協議会及び教育研究評議会の意見を聴かなければならない。
- 4 総長は、第1項第5号に規定する運営方針委員の任命については、教育研究評議会の推薦の意向を十分に尊重しなければならない。
- 5 運営方針会議は、総長及び第1項第2号から第5号までの運営方針委員を学内委員とし、同項第6号の運営方針委員を学外委員とする。学内委員と学外委員は、各同数とする。
- 6 次の各号に掲げる者は、運営方針委員となることができない。
- (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

(2) 総長選考・監察会議の委員

(3) 大学法人の総長経験者

(運営方針委員の任期)

第3条 運営方針委員の任期は、総長選考・監察会議の議を経て、別に定める。

(議長)

第4条 運営方針会議に議長を置き、運営方針委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、運営方針会議を招集し、会務を統括する。

(任務及び権限)

第5条 運営方針会議は、次の各号に掲げる事項（以下「運営方針事項」という。）を決議し、決定する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項

(2) 中期計画の作成又は変更に関する事項

(3) 法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第38条第1項の規定により提出する財務諸表の作成に関する事項

(4) 予算の作成に関する事項

(5) 準用通則法第38条第2項の規定により添付する事業報告書及び決算報告書の作成に関する事項

2 運営方針会議は、大学法人の運営が前項により決議した運営方針事項の内容に基づいて適切に行われているかどうかを監督し、適切に行われていないと認めるときは、総長に対し、大学法人の運営を改善するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 運営方針会議は、総長が法人法第17条第2項又は第3項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を総長選考・監察会議に報告しなければならない。

4 運営方針会議は、法人法第12条第6項の基準その他の総長の選考に関する事項について、総長選考・監察会議に対し、意見を申し出ることができる。ただし、その意見は、運営方針事項及び次項による国際卓越研究大学等体制強化計画を反映するためのものとし、具体的な総長候補者の提案は含まない。

5 運営方針会議は、国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成又は変更に関する事項を議決し、当該計画に関する業務の執行の状況を監督する。

(運営方針委員の解任)

第6条 総長は、運営方針委員が政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）となった場合は、当該運営方針委員を解任しなければならない。

2 総長は、運営方針委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該運営方針委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) その他運営方針委員たるに適しないと認められる場合

3 総長は、前項の規定により運営方針委員を解任するにあたり、あらかじめ総長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得るものとする。ただし、この場合において、第2条第1項第5号に規定する運営方針委員については、総長選考・監察会議との協議の前に教育研究評議会の意見を聴かなければならない。

(秘密保持義務)

第7条 運営方針委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第8条 運営方針会議の事務は、本部経営戦略課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営方針会議の議事の手続その他運営に必要な事項は、議長が運営方針会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

沿革

東京大学運営方針会議規則

体系情報

□第1篇 組織及び運営

▽第1章 基本組織、経営協議会、教育研究評議会及び運営方針会議

沿革情報

◆令和6年09月26日 役員会議決